工事費内訳書の労務費等5項目の考え方について

令和8年9月

名張市総務部契約検査室

● 工事費内訳書に労務費等5項目を追加

令和8年10月1日以降に公告する工事案件より、工事費内訳書（入札時提出用）に労務費等の項目を表示し、入札参加者は記入が必要となります。

■「建築工事」の注意点

直接工事費及び現場管理費に現場労働者の法定福利費が含まれていることから、③を**「工事原価のうち現場労働者に係る法定福利費の事業主負担額」**とします。

土木工事の工事費内訳書イメージ

工事費内訳書（入札時提出用）

	工事名			会社名 代表者名			
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
L1	道路修繕		式				
L2	道路土工		式				
L3	掘削工		式				
L3	残土処理工		式				
L2	仮設工		式				
L3	交通管理工		式				
L1	直接工事費		式				
L1	共通仮設費		式				共通仮設費（合計）
L2	共通仮設費		式				共通仮設費（積上げ分計）
L3	技術管理費		式				
L2	共通仮設費（率計上）		式				共通仮設費（率計上）
L1	純工事費		式				
L2	現場管理費		式				
L1	工事原価		式				
L2	一般管理費等		式				
L1	工事価格		式				
L1	消費税相当額		式				
L1	工事費計		式				

追加

①（直接工事費のうち、労務費		円）
②（直接工事費のうち、材料費		円）
③（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 ※		円）
④（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金		円）
⑤（工事原価のうち、安全衛生経費		円）

2. 工事費内訳書に労務費等5項目を追加

工事費内訳書には入札金額の内訳として、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費の全ての項目を適切に計上し、入札参加者は記入が必要となります。

ただし、当面の間、**法定福利費の事業主負担額を除く4つの項目**については、**市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により、その金額の算出が困難な場合に限り、次の①又は②の記載でもよいものとします。**

①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載

②一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載

（工事費内訳書（土木工事）への記載イメージ）

記載の例

（直接工事費のうち、労務費	①	28,000,000（一部のみ計上）	円）
（直接工事費のうち、材料費	②	29,000,000（一部のみ計上）	円）
（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	③	4,500,000	円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	④	300,000	円）
（工事原価のうち、安全衛生経費	⑤	4,000,000	円）

記載が抜けている場合や追加**5項目の欄が無い**工事費内訳書を提出した場合は**当該入札は無効**となります。

今回の変更に伴い、工事費内訳書に係る入札の無効に関する規定も改正しました。詳しくは、「工事費内訳書の取扱いについて」をご覧ください。

2. 工事費内訳書に労務費等5項目を追加

「労務費」の記載方法

直接工事費に含まれる労務費を記載します。

労務費＝必須項目＋任意項目

※必須項目は必ず記載が必要です。

※任意項目は可能な限り記載が必要です。

労務費の取扱いについて

〇市場単価を含む案件であっても入札参加者が労務費を見積もれるものとして計上不可等とせず、金額を記載していても問題はありません。

	記載する工種	備考
必須項目	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種 ・見積単価（材工分離が可能なもの）	
任意項目	・市場単価の工種	・鉄筋工 ・法面工（吹付、法枠） ・鉄筋挿入工（ロックボルト） ・道路（公園）植栽工 ・橋梁付属物工（伸縮継手） ・橋面防水工 ・インターロッキングブロック工 ・薄層カラー舗装工 ・防護柵設置工 ・道路標識設置工 ・道路付属物設置工 ・軟弱地盤処理工（サンドドレーン工法） ・グルービング工 ・コンクリート表面処理工　等
	・土木工事標準単価の工種	・区画線工 ・橋梁塗装工 ・構造物とりこわし工 ・コンクリートブロック積工（1割未満の積ブロック・質量150kg/個未満） ・排水構造物工（プレキャストU型側溝、自由勾配側溝）　等
	・建設機械の運転労務 ・見積単価（材工分離が不可能なもの）	

● 材料費について

直接工事費に含まれる材料費を記載します。

材料費＝必須項目＋任意項目

※必須項目は必ず記載が必要です。

※任意項目は可能な限り記載が必要です。

記載	記載する材料	主な項目
必須項目	・主要な材料費（積上げ計上されているもの）	・生コンクリート ・アスファルト合材　等
任意項目	・雑材料（率計上されているもの）	・材料ロス分、目地モルタル、水　等
	・建設機械の燃料費	・軽油、ガソリン　等
	・仮設材の賃貸料金	・敷鉄板、矢板等のリース料金

● 法定福利費について

現場管理費に含まれる法定福利費の事業主負担額（建築工事においては工事原価に含まれる現場労働者の法定福利費の事業主負担額）を、下記①～③いずれかの算出方法により記載します。

① 労務費を算出し、法定福利費を求める場合：労務費総額×法定保険料率

② 労務費の算出が困難な場合（目安）：工事価格×4％程度（工事価格当たりの平均的な法定福利費の割合）

③ 下請企業から提出された見積書を活用する場合：下請Aの法定福利費＋下請Bの法定福利費＋・・・を合算

【参考：三重県HP】法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について　より

URL　https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300109_00003.htm

● 建退共掛金について

現場管理費に含まれる建設業退職金共済制度の掛金を記載します。

掛金の算出方法の考え方は、下記のいずれかによるものとします。

ア. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数×販売価格

イ. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費×購入率（1.1/1,000～4.8/1,000）×（労働者の加入率÷70%）

※算出方法は労働者の就労予定延人数の把握に努め、ア. による算出を基本とし、これにより難い場合はイ. の方法により算出してください。なお、その場合の購入率や計算ツール等は建退共本部HPに掲載されています。

また、工事費が増えても必要な日数分購入している場合、証紙の追加購入は不要です。

【参考：建退共HP】 共済証紙・退職金ポイントを購入するときは

URL https://www2.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html

● 安全衛生経費について

工事原価に含まれる安全衛生経費を記載します。掛金の算出方法の考え方は、下記のいずれかによるものとします。

安全衛生経費

＝ A 直接工事費に含まれる施工に直接必要な安全衛生経費

＋ B 関接工事費に含まれる安全衛生経費

※直接工事費に含まれる安全衛生経費は必ず記載が必要です。

※間接工事費に含まれる安全衛生経費は可能な限り記載が必要です。ただし、これにより難い場合は、各団体の算出例を参考に記載します。

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・枠組足場、単管足場、吊足場等 ・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		・型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		・仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
		土留め支保工		・切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台		・乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・重機移動用敷き鉄板
		交通規制		・交通誘導警備員
		仮囲い		・仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間接工事費	共通仮設費 準備費	調査費用		・埋設物調査試掘ほか
	共通仮設費 安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
		安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境	・換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
			警報設備	・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
	共通仮設費 営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用		・火薬庫など
	共通仮設費 現場環境改善費			・照明器具、熱中症対策設備
	現場管理費	疾病・衛生対策費		・健康診断（一般・特殊健診）
		安全訓練研修等に要する費用		・特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

● 安全衛生経費について

【参考】B 間接工事費に含まれる安全衛生経費の算出例

国土交通省HP「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」において各団体の算出例が公開されています。

右の表のとおり、安全衛生経費率は労務費の8.9%～12.0%となっています。

＜参考＞

	労務費に対する割合	工事価格に対する割合（目安）
法定福利費	約16%	約4%
安全衛生経費（率計上分）	約９～12%	約3%

団体名	安全衛生経費率	二次元コード
(一社)日本左官工事業連合会	9.0%	
(一社)日本橋梁建設協会	12.0%	
(一社)全国瓦工事業連盟	9.0%	
全国仮設安全事業協同組合	10.2%	
(一社)日本機械土工協会	8.9%	